

日行連発第 1207 号
平成 26 年 1 月 16 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について

今般、警察庁より、「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」（平成 25 年 12 月 9 日付、警察庁丁規発第 81 号）の通知が出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該通知が出されたことにより、「行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成 14 年 6 月 27 日付、警察庁丁規発第 76 号）及び「行政書士法の一部を改正する法律及び行政書士法施行規則の一部を改正する省令の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成 16 年 8 月 13 日付、警察庁丁規発第 50 号）は廃止されております。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただけますようお願いいたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

【別添】

「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」
（平成 25 年 12 月 9 日付、警察庁丁規発第 81 号）

【警察庁ホームページ】

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/kisei/kisei20131209-1.pdf>

以 上

日行連発第 1257 号
平成 26 年 1 月 28 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

警察庁丁規発第 81 号「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」の補足説明について

警察庁通知による「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」（平成 25 年 12 月 9 日付、警察庁丁規発第 81 号）につきましては、平成 26 年 1 月 16 日付、日行連発第 1207 号にて、すでにお知らせをしているところですが、今般、第一業務部運輸交通部門において警察庁交通局交通規制課を訪問し、当該通知の解釈について伺ってまいりましたので、その内容について、お知らせいたします。

警察庁交通局交通規制課によりますと、当該通知は、庁内の各種通達書類等の統合整理を行う目的で出されたものであり、廃止された「行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成 14 年 6 月 27 日付、警察庁丁規発第 76 号）及び「行政書士法の一部を改正する法律及び行政書士法施行規則の一部を改正する省令の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成 16 年 8 月 13 日付、警察庁丁規発第 50 号）における従前の現場の取扱いの主旨を変えるものではないとのことでした。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただけますようお願いいたします。

以 上

| | |
|--------|----------------|
| 原議保存期間 | 5年（平成31年3月31日） |
| 有効期間 | 一種（平成31年3月31日） |

警視庁交通部長
各道府県警察（方面）本部長 殿
（参考送付先）
各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長

警察庁丁規発第81号
平成25年12月9日
警察庁交通局交通規制課長

代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について

代理人が、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に定める自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）を作成又は提出した場合における取扱い上の留意事項については、下記のとおりであるので遺憾のないようにされたい。

なお、「行政書士法の一部を改正する法律の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成14年6月27日付け警察庁丁規発第76号）及び「行政書士法の一部を改正する法律及び行政書士法施行規則の一部を改正する省令の施行とこれに伴う自動車保管場所証明申請書等の取扱い上の留意事項について」（平成16年8月13日付け警察庁丁規発第50号）は廃止する。

記

1 委任状の取扱いについて

代理人の作成又は提出に係る申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認する必要があることから、当該申請書等の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を提出させること。

なお、代理権の授与には必ずしも委任状が必要とはされていないことから、代理人が委任状を所持していない場合もあり得るが、自動車の保管場所証明等に係る事務を適正に遂行するためには、委任状等により代理権に係る確認を行うことが妥当であるため、委任状等の提出について行政書士会等に対し指導を行うこと。

2 本人の押印のない申請書等について

本人の記名はあるが押印がない申請書等について、これに代理人の記名押印があり、かつ、当該代理人が当該申請書等の作成に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを有効な申請書等として取り扱うこと。

3 申請書等の記載事項の訂正について

代理人による申請書等の記載事項の訂正について、当該代理人が当該申請書等の訂正に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを認めるこ

と。この場合、原則として委任状等を提出させること。ただし、既に委任状等が提出されている場合であって、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

4 申請書等の様式について

代理人から、申請書等の様式の変更について要望を受けた場合、これに応じないこと。ただし、申請者等の住所、氏名等の記載欄に代理人として記名押印するために、当該欄の幅等を変更することなく、申請者等の住所、氏名等の記載位置を欄内で移動させ、又はその文字を縮小させることは、差し支えない。

5 復代理について

復代理人が作成若しくは提出した申請書等に基づき自動車の保管場所証明等を行う場合又は当該復代理人が申請書等の記載事項を訂正する場合は、申請者等が作成する委任状等及び代理人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認する必要があることから、原則として当該確認に必要な委任状等を提出させること。

日行連発第1210号
平成26年1月16日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

「経営者保証に関するガイドライン」について（周知依頼）

今般、金融庁より、平成26年2月1日より適用となる「経営者保証に関するガイドライン」についての周知依頼がありました。

本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として、策定・公表されたものです。

本ガイドラインには、『保証契約時等の対応』として、(1)中小企業が経営者保証を提供することなく資金調達を希望する場合に必要な経営状況とそれを踏まえた債権者の対応、(2)やむを得ず保証契約を締結する際の保証の必要性等の説明や適切な保証金額の設定に関する債権者の努力義務、(3)事業承継時等における既存の保証契約の適切な見直し等について規定されています。

また、『保証債務の整理の際の対応』として、(1)経営者の経営責任の在り方、(2)保証人の手元に残す資産の範囲についての考え方、(3)保証債務の一部履行後に残った保証債務の取扱いに関する考え方等について規定されています。

つきましては、同文書を別添のとおり送付いたしますので、所属会員各位へ周知くださいますようお願いいたします。

<別添資料>

「経営者保証に関するガイドライン」について

<参考 URL>

金融庁 HP : <http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131209-1.html>

日本商工会議所 HP : <http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

全国銀行協会 HP : <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/05140000.html>

以上

「経営者保証に関するガイドライン」について

I. ガイドライン策定の背景・経緯

- ・ 中小企業の経営者による個人保証については、思い切った事業展開や早期事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な問題が存在
- ・ 本年6月の「日本再興戦略」において、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には保証を求めないことや、履行時に一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定することを明記
- ・ 本年8月に設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」において、検討を進めてきたところ、12月5日にガイドラインを公表
- ・ ガイドラインは、平成26年2月1日から適用（準備体制が整った金融機関には先行適用）

II. ガイドラインの概要

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 主債務者が経営者保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような経営状況である必要
 - 業務、経理、資産等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離
 - 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - 債権者に対し、財務状況に関する信頼性の高い情報を開示・説明
- (2) 債権者は、経営者保証の機能を代替する融資手法のメニュー¹を充実し、(1)の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合は、融資判断の中で、経営者保証を求めない可能性や、代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合等においては、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に対して、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等について丁寧かつ具体的に説明
 - (2) 適切な保証金額の設定
 - 形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主債務者の信用状況等を総合的に勘案して設定
 - 保証債務の整理に当たり、保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

¹ 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等

3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は、上記1.や2.に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応

- (1) 主債務者及び保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、契約締結の必要性を改めて検証するとともに、前経営者との保証契約の解除についても、前経営者の経営支配の状況、法人の借入返済能力等を勘案の上、適切に判断

4. 保証債務の整理

(1) 保証債務の整理の手続

- 主債務と保証債務の一体整理を図る場合で、主債務を準則型私的整理手続²により整理するときは、原則として、保証債務の整理も当該手続を利用
- 保証債務のみを整理する場合は、適切な準則型私的整理手続を利用

(2) 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者が引き続き経営に携わることにより経済合理性が認められる場合は、これを許容

(3) 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）

- 債権者は、保証人が手元に残すことのできる残存資産の範囲の決定に関し、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額^(注)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を、保証人の手元に残すことができる残存資産に含めることを検討

(注) 破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

- 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

(4) 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証債務の弁済計画の経済合理性を認定した債権者は、保証人が表明保証した資力が事実に反した場合には追加弁済する旨の契約の締結等の要件が充足されれば、残存する保証債務の免除に誠実に対応

5. その他

債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない

² 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

[平成25年12月5日公表]

I. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
 - > 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
 - > 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - > 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実
 - (注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
 - (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
 - (2) 適切な保証金額の設定
 - > 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
 - > 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3. 既存の保証契約の適切な見直し

- 保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記1.や2.に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応
 - (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
 - (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続(準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

2. 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

- > 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- > 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- > 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- > 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実と反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4. その他

- ① 債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない ② 平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続
(注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

経営者保証に関するガイドラインQ&Aの主な概要

[平成25年12月5日公表]

I. 保証契約時等の対応 - 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- ・ 本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合等には、適切な賃料を支払う。
- ・ 事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理としない
- ・ 取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成

⇒ こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

2. 財務基盤の強化

- ・ 今後も借入を順調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)の確保
- ・ 業況の下振れリスクを勘案しても、借入金全額の返済が可能な内部留保の蓄積

3. 適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

- ・ 決算書上の各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)の提出
- ・ 年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告

金融機関等の対応

内外からのガバナンスが十分働いている場合

経営者保証を求めない可能性の検討

内外からのガバナンスが十分ではない場合

代替的な融資手法(注1)の活用を検討

(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約等

II. 保証債務の整理手続 - 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

> 保証人の手元に残る資産

- 破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)
- 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めることを検討(ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない)。
- (注2) 破産手続に至らなかったことや、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

< 残存資産検討の目安 >

- > 一定期間の生計費に相当する現預金: 「一定期間」 ⇒ 雇用保険の給付期間(90日~330日)の考え方を参考
「生計費」 ⇒ 1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円)
- > 華美でない自宅: 安定した事業継続等に必要な場合 ⇒ 残存資産に含めることを検討
上記に該当しない場合 ⇒ 当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容

日行連発第1230号
平成26年1月24日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「一括利用」の利用規約変更およびSSLサーバ証明書の更新に関する設定変更のお願い等について

今般、国土交通省より、平成26年1月21日付で、自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）申請における、一括利用者向けの利用規約を変更したこと、および、政府認証基盤（GPKI）のアプリケーション認証局の移行に伴う、SSLサーバ証明書の更新に関する設定変更のお願いについての連絡が参りました。

また、平成26年1月6日より、プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社が完成検査終了証等の証明書の電子化を開始することに伴い、プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社が取扱う自動車のメーカー名「プジョー」・「シトロエン」についてOSSシステムで受付可能とするよう対応した旨の連絡も参りましたので、併せてお知らせいたします。

各単位会におかれましては、以下の別添資料をご確認いただき、所属会員への周知方についてご協力いただけますようお願いいたします。

記

<別 添>

①国交省資料「利用規約（一括利用者向け）」

変更点 第2条（21）～（24）追加

第5条（13）～（15）追加

②インタフェース仕様書（一括申請・一括状況照会）

（別紙4）自動車のメーカー名の設定一覧

③国土交通省HP

（自動車保有関係手続きのワンストップサービス・ポータルサイト）

【重要】SSLサーバ証明書の更新に関する設定変更のお願い

http://www.oss.mlit.go.jp/portal/news/news_list.html#2014011002

以 上

※別添資料をご覧になりたい方は、本会事務局までお問い合わせ下さい。

日行連発第 1262 号
平成 26 年 1 月 29 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
第一業務部
部長 矢野 浩司

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について

今般、警察庁より、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について」（平成 26 年 1 月 20 日付、警察庁丁規発第 6 号）の通達が出されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該通達が出されたことにより、「行政書士法施行規則の一部改正について（通達）」（平成 17 年 12 月 21 日付、警察庁丁規発第 71 号）及び「OSS を利用した自動車保管場所証明に係る申請に対する自動車保管場所標章の交付方法について」（平成 22 年 5 月 21 日付、警察庁丁規発第 29 号）は廃止されております。

警察庁交通局交通規制課によりますと、当該通知は、庁内の各種通達書類等の統合整理を行う目的で出されたものであり、廃止された通達等に基づく従前の現場の取り扱いの主旨を変えるものではないとのことでしたので、ご承知置きください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しております。

記

【別添】

「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について」（平成 26 年 1 月 20 日付、警察庁丁規発第 6 号）

【警察庁ホームページ】

<http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/kisei/kisei20140120.pdf>

以 上

※別添資料をご覧になりたい方は、本会事務局までお問い合わせ下さい。

監 第 662 号
平成25年12月4日

茨城県行政書士会長 殿

土 木 部 長



平成25・26年度建設工事及び建設コンサルタント入札参加資格申請の追加受付について（通知）

日頃より、土木行政につきましては、ご協力をいただき御礼申し上げます。
標記につきまして、1月追加受付を別紙のとおり実施しますので、周知にご協力をよろしく申し上げます。

平成25・26年度建設工事・建設コンサルタント業務入札参加資格申請
1月追加受付について

茨城県及び茨城県内15市村では平成25・26年度の建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札参加資格1月追加受付を下記のとおり実施いたします。入札参加を希望する方は期間内に申請してください。

1 受付期間

平成26年1月6日（月）～平成26年1月10日（金）

2 申請方法

- ・電子申請後、確認書類を書留郵便により郵送（当日消印有効）。
- ・電子申請を利用できない事情がある場合には紙申請も可。
申請書類及び確認書類を書留郵便により郵送（当日消印有効）。

あて先 〒310-8555

茨城県水戸市笠原町987-6

共同受付センター（土木部監理課建設業担当）

3 共同受付を実施する自治体（茨城県と15市村）

茨城県、水戸市、石岡市、常陸太田市、高萩市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、
守谷市、常陸大宮市、坂東市、稲敷市、神栖市、行方市、小美玉市、東海村

4 1月追加受付時における入札参加資格者名簿への登載期間

| | | | |
|-------|------------------|-------|------------------|
| 茨城県 | H26.3.1～H27.5.31 | 守谷市 | H26.3.1～H27.4.30 |
| 水戸市 | H26.3.1～H27.6.30 | 常陸大宮市 | H26.6.1～H27.5.31 |
| 石岡市 | H26.3.1～H27.3.31 | 坂東市 | H26.3.1～H27.3.31 |
| 常陸太田市 | H26.3.1～H27.5.31 | 稲敷市 | H26.3.1～H27.5.31 |
| 高萩市 | H26.3.1～H27.5.31 | 神栖市 | H26.3.1～H27.5.31 |
| 笠間市 | H26.3.1～H27.5.31 | 行方市 | H26.3.1～H27.5.31 |
| 鹿嶋市 | H26.3.1～H27.5.31 | 小美玉市 | H26.3.1～H27.5.31 |
| 潮来市 | H26.3.1～H27.3.31 | 東海村 | H26.3.1～H27.5.31 |

5 問い合わせ先

茨城県土木部監理課建設業担当 電話029-301-4334（直通）

午前8時30分から午後5時15分まで

（ただし正午～午後1時、土日祝日を除く）

なお、茨城県以外の15市村の個別書類の問い合わせは各市村の担当課にお問い合わせ下さい。

6 申請方法の詳細について

入札参加資格申請の手引き及び書類一覧のページから、必要な手引きと様式をダウンロードして使用してください。

なお、監理課建設業担当ホームページへの掲載は、12月13日（金）を予定しております。

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/kensetsugyo_main.htm

平成 25 年 12 月 16 日

関係各位

横浜市郵送請求事務センターの設置について（ご案内）

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のことお喜び申し上げます。

さて、本市では、平成 26 年 2 月 3 日より、市内 18 区役所で行っている郵送による戸籍及び住民登録関係の証明書を集約して処理することとなりました。

これに伴い、平成 26 年 2 月 3 日以降、郵送により戸籍及び住民登録関係の証明書をご請求いただく場合は、次の郵送請求先までお願いいたします。

なお、市内 18 区役所宛にご送付いただいた請求書は、郵送請求事務センターへ転送して処理を行います。そのため、郵送請求事務センターへ直接ご請求いただいた場合に比べ、返信までに要する日数が多くなりますのでご了承ください。

1 平成 26 年 2 月 3 日以降の郵送請求先

名称 横浜市郵送請求事務センター

所在地 〒231-8307 横浜市中区尾上町 1 丁目 6 番地

※主な取扱証明書及び交付手数料

戸籍関係

住民票関係

| | | | | | |
|----------------|------|----------|------|------------|------|
| 戸籍全部事項証明書・戸籍謄本 | 450円 | 戸籍の附票の写し | 300円 | 住民票の写し | 300円 |
| 戸籍個人事項証明書・戸籍抄本 | 450円 | 身分証明書 | 300円 | 住民票記載事項証明書 | 300円 |
| 除籍全部事項証明書・除籍謄本 | 750円 | 独身証明書 | 300円 | 不在住証明書 | 300円 |
| 除籍個人事項証明書・除籍抄本 | 750円 | 不在籍証明書 | 300円 | 住居表示証明書 | 無料 |
| 改製原戸籍謄本・抄本 | 750円 | | | | |

※詳しくは、「横浜市郵送請求事務センターホームページ」をご覧ください。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/madoguchi/koseki/yusocenter.html>)

※税証明書の請求は、郵送請求事務センターでは取扱っておりません。
詳しくは、「よこはま市税のホームページ（税務窓口のご案内「郵送での証明請求」）」をご覧ください。
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/mado/#04>)

2 貴会会員への周知

本件については、業務で郵送請求を行う貴会会員へ周知くださるよう重ねてお願いいたします。

※一定期間に同一請求者から多量の請求があった場合、個別に請求理由を照会することがございますので、予めご了承ください。

横浜市民局区政支援部窓口サービス課
郵送請求事務センター事業担当 TEL 045-671-2176